

# 平成27年5月招集会議

## 厚生・産業常任委員会

### 条例案資料

議第96号 滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

————— 1

議第97号 滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

————— 5

議第98号 滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

————— 9

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）の一部改正により、乳児を4人以上入所させる保育所に係る保育士の数の算定について、保健師または看護師に加え、准看護師を1人に限り保育士とみなすことができることとされたことに伴い、本県においても当該要件の緩和を行うこととするため、滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

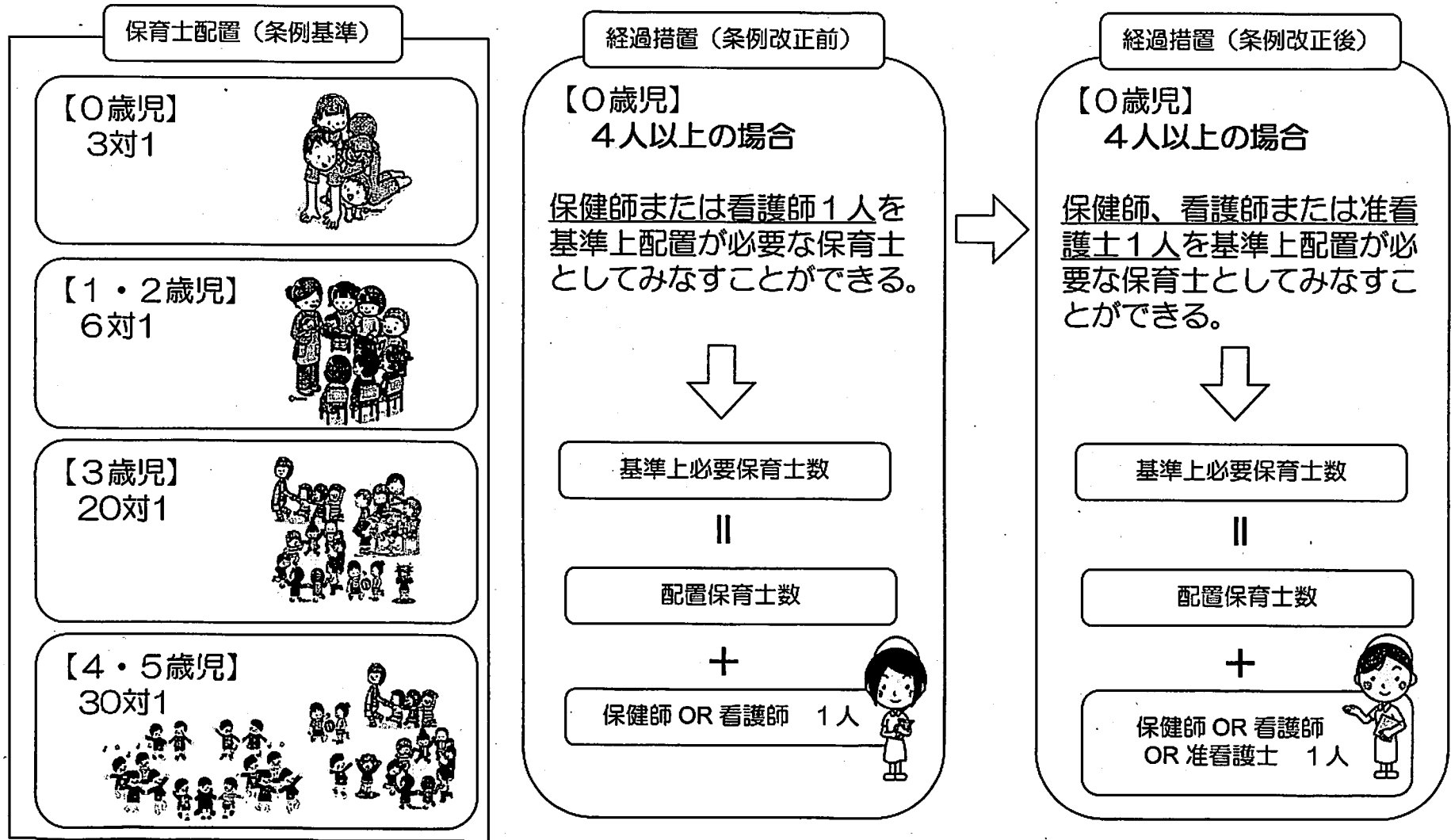
- (1) 入所させる乳児の数が4人以上である保育所における保育士の数の算定について、当分の間、1人に限り、保育士とみなすことができる者に、准看護師を加えることとします。（付則関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第6条 省略  付則  (施行期日)  1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。  (保育所の職員の特例)  2 入所させる乳児の数が4人以上である保育所における別表第5第2項第2号に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師または看護師を、1人に限り、保育士とみなす。  3～5 省略  別表第1～別表第14 省略</p>	<p>第1条～第6条 省略  付則  (施行期日)  1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。  (保育所の職員の特例)  2 入所させる乳児の数が4人以上である保育所における別表第5第2項第2号に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師または准看護師を、1人に限り、保育士とみなす。  3～5 省略  別表第1～別表第14 省略</p>

# 保育所における保育士配置要件の緩和について

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）の一部改正により、乳児を4人以上入所させる保育所に係る保育士の数の算定について、保健師または看護師に加え、准看護師を1人に限り保育士とみなすことができることとされたことに伴い、本県においても当該要件の緩和を行うこととするため、「滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例」の一部を改正しようとするものです。



滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）の一部改正により、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第2条第1項に規定する構造改革特別区域内において、満3歳に満たない園児の食事の提供について外部からの搬入を行うことが認められた公立の保育所が幼保連携型認定こども園に移行した場合においても、満3歳に満たない園児の食事について外部からの搬入を認める措置を講ずることができることとされたことに伴い、本県においても当該措置を講ずることとするため、滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年滋賀県条例第72号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 構造改革特別区域内において、公立の保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合についても、満3歳に満たない園児の食事について外部からの搬入を行うことができるよう必要な経過措置を設けることとします。（付則関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例案新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第6条 省略</p> <p>別表 省略 付 則 1～5 省略 (追加)</p>	<p>第1条～第6条 省略</p> <p>別表 省略 付 則 1～5 省略</p> <p>6 <u>次項の規定の適用を受ける幼保連携型認定こども園の設置者は、別表第1項第5号の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合においては、当該設置者は、当該食事の提供について次項に規定する方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園の施設内において行うことが必要な加熱、保存等の機能を有する調理用器具を備えなければならない。</u></p> <p>7 <u>施行日の前日において現に保育所（市町が、その設定する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第2条第1項に規定する構造改革特別区域内における保育所（市町が設置するものに限る。以下この項において同じ。）について、同法第4条第9項の内閣総理大臣の認定（同法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）を受けているものに限る。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合において、次に掲げる要件を満たすときは、当該幼保連携型認定こども園の設置者は、当分の間、別表第5項第1号の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳に満たない園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園の施設外で調理し、搬入する方法により行うことができる。</u></p> <p><u>(1) 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、当該幼保連携型認定こども園の園長が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たすことができる体制を確保するとともに、調理業務の受託者との契約に記載された事項を確保する措置が講じられていること。</u></p>

(2) 当該幼保連携型認定こども園または他の施設、保健所、市町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われていること。

(3) 調理業務の受託者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

ア 当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において、調理業務を適切に遂行できること。

イ 園児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー性皮膚炎等への配慮、必要な栄養素量の給与その他園児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができること。

(4) 食を通じた園児の健全な育成を図るため、園児の発育および発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき、食事を提供するよう努めること。

6~10 省略

8~12 省略

# 幼保連携型認定こども園における3歳未満児の食事の外部搬入の経過措置について

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）の一部改正により、構造改革特別区域内において、満3歳に満たない園児の食事の提供について外部搬入を行うことが認められた公立の保育所が幼保連携型認定こども園に移行した場合においても、満3歳に満たない園児の食事について外部搬入を認める措置を講ずることができることとされたことに伴い、本県においても当該措置を講ずることとするため、「滋賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例」の一部を改正しようとするものです。

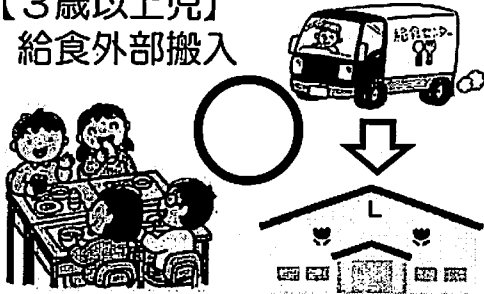
保育所

いずれの施設も原則は自園調理

幼保連携型認定こども園

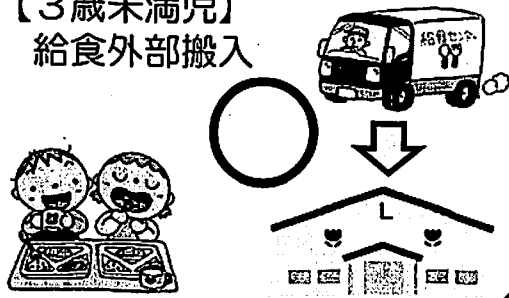
外部搬入の要件を満たす保育所

【3歳以上児】  
給食外部搬入



構造特別区域内の認定を受けた  
公立保育所

【3歳未満児】  
給食外部搬入



外部搬入の要件を満たす  
幼保連携型認定こども園

【3歳以上児】  
給食外部搬入



満3歳未満の園児の食事の提供について外部搬入を行うことが認められた公立保育所が幼保連携型認定こども園に移行した場合

※県内3保育所のみ該当

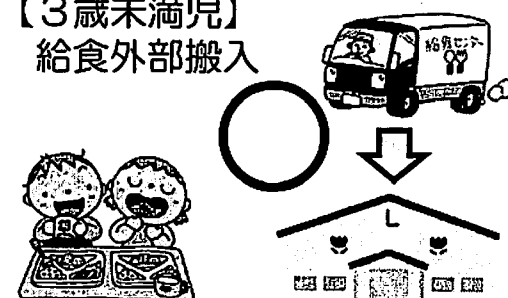
(条例改正前)

【3歳未満児】  
給食外部搬入



経過措置 (条例改正後)

【3歳未満児】  
給食外部搬入





滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うこととするため、滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例（平成25年滋賀県条例第15号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 養護老人ホームにおいて、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合に、外部サービス利用型に加え、自ら介護を提供することが可能とされたことから、必要な規定の整備を行うこととします。（別表関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第3条省略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 職員</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 支援員の数は、常勤換算方法で、一般入所者（入所者であつて、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第17号）別表第10第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）または外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（滋賀県介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の従業者ならびに設備および運営ならびに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第20号）別表第10第2項第1号に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数を15で除して得た数（その数に1人未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）以上とすること。</p> <p>(9)～(13) 省略</p> <p>(14) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護または外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われる養護老人ホーム（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）の生活相談員の数は、常勤換算方法で、第6号または第13号アに定める生活相談員の数から1人を減じた数とすることができる。</p> <p>(15)～(17) 省略</p>	<p>第1条から第3条省略</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 職員</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 支援員の数は、常勤換算方法で、一般入所者（入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスに該当する同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）、指定介護予防特定施設入居者生活介護（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）または指定地域密着型特定施設入居者生活介護（同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数を15で除して得た数（その数に1人未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）以上とすること。</p> <p>(9)～(13) 省略</p> <p>(14) 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護または指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われる養護老人ホームの生活相談員の数は、常勤換算方法で、第6号または第13号アに定める生活相談員の数から1人を減じた数とすることができる。</p> <p>(15)～(17) 省略</p>

(18) 主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者とする。ただし、外部サービス利用型養護老人ホーム

\_\_\_\_\_にあつては、入所者の処遇に支障がない場合は、当該養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

(19) ~ (26) 省略

5 省略

6 処遇計画等

(1) ~ (5) 省略

(6) 生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホームに  
あつては、

主任

支援員が前2号に規定する業務を行うこと。

(7) 以下省略

(18) 主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者とする。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護または指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われる養護老人ホームにあつては、入所者の処遇に支障がない場合は、当該養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

(19) ~ (26) 省略

5 省略

6 処遇計画等

(1) ~ (5) 省略

(6) 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護または指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われる養護

老人ホームであつて生活相談員が置かれていないものにあつては、主任

支援員が前2号に規定する業務を行うこと。

(7) 以下省略

# 特定施設入居者生活介護における「一般型」と「外部サービス利用型」

## 制度の概要

○ 特定施設入居者生活介護には、特定施設の事業者が自ら介護を行う「一般型」と、特定施設の事業者はケアプラン作成などのマネジメント業務を行い、介護を委託する「外部サービス利用型」がある。

### 一般型

### 外部サービス利用型

特徴

・生活相談等の日常生活の支援の比重が大きいため、要介護者が多い場合、効率的なサービス提供が可能

・1対1のスポット的なサービスの比重が大きいため、要介護者が少ない場合、効率的なサービス提供が可能

12

イメージ

